

上田市こどもの権利条例制定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

上田市こどもの権利条例制定支援業務委託（以下、「委託業務」という。）では、こどもの最善の利益を第一に据え、大人とこどもが対等な立場となり、こどもの権利を尊重し、すべてのこどもが笑顔でしあわせに暮らせる「こどもまんなか」のまちを目指すことを目的とした、「上田市こどもの権利条例」を制定するため、上田市こどもの権利条例検討委員会や庁内関係課会議の実施、市民アンケート調査やワークショップを実施するなどの同条例を制定する支援業務を委託するものである。

なお、選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの提案を得るため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととする。

2 委託業務の概要

- (1) 件 名 上田市こどもの権利条例制定支援業務委託
- (2) 内 容 別紙「上田市こどもの権利条例制定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに従う
- (3) 期 間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで（債務負担行為）
- (4) 場 所 上田市内
- (5) 金 額 提案上限金額：12,520,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
令和 8 年度から令和 9 年度までの債務負担行為を設定
（令和 8 年度：9,020,000 円、令和 9 年度：3,500,000 円）
※当該金額は、提案時に提示できる金額の上限であり、契約金額ではありません。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 「令和 7・8・9 年度物品入札（見積）参加申請提出業者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 過去 5 年のうち、本市における契約行為が 5 件以上あること。
- (3) 過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度）において、地方公共団体が直接発注した次に掲げる業務の実績がある者であること。
 - (a) 同種業務 1＝例規整備支援業務（長野県内自治体及び上田市での実績を有する）
 - (b) 同種業務 2＝こどもの権利に関する調査業務（長野県内自治体での実績を有する）
 - (c) 同種業務 3＝子ども・子育て支援事業計画策定支援業務（全国自治体での実績を有する）
 - (d) 類似業務 1＝総合計画策定業務（全国自治体での実績を有する）なお、本業務の着手前に上記実績を証明する書面（発注自治体名など）上田市に提出する。
※実績の証明として契約書の写し等の提出を求める場合あり。
- (4) 本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (6) 応募する者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力関係者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (8) 受託業務遂行のため十分な専門性、技術力及び体制が整っていること。

4 審査・評価項目

(1) 選定の流れ

- ア 審査は、上田市こどもの権利条例制定支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、厳正かつ公平に行う。
- イ 1 次審査として、参加申込書及び添付書類に基づいて審査を行い、2 次審査を要請する者を選考する。なお、1 次審査の結果はメールにて通知する。
- ウ 2 次審査として、参加資格者から提出された企画提案書に基づき選定委員へのプレゼンテーションを行う。審査の結果、総得点が最も高い業者を契約候補者とし、契約締結に向けた協議を行う。なお、この協議において、契約候補者からの提案書の内容変更は、原則として認めないものとする。
- エ 提案者が 1 者であっても審査は行うものとする。

(2) プレゼンテーション

- ア 実施日時 令和 8 年 8 月 24 日（月）14 時から
- イ 実施場所 ひとまちげんき・健康プラザうえだ 2 階 多目的ホール
- ウ 実施時間 1 者につき 30 分以内（質疑応答 10 分を含む）
- エ その他
- ・審査開始時刻は、提案者数により決定するため、後日電子メールにて連絡する。
 - ・プレゼンテーションへの出席者は 5 人以内とする。
 - ・プレゼンテーションには、実際に業務に携わる担当技術者を 1 名以上参加させること。
 - ・プレゼンテーションは非公開とし、他者の提案を傍聴することはできない。
 - ・プレゼンテーション当日の追加資料提出は認めない。
 - ・プレゼンテーションに際し、パソコンの使用は可とする。プロジェクター等、その他必要な備品は提案者で用意すること。

(3) 選定方法

- ア 別紙「評価基準」に基づき、審査委員ごとに採点し、得点の最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、契約候補者となることができない最低基準点を満点の 60% とし、基準点に届かない場合は、この限りではない。
- イ 最高点の提案者が複数であった場合は、別紙「評価基準」の基準に基づいて選定を行う。
- ウ 契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続き行う。
- エ 参加者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、最低基準点（満点の 60%）に届かない場合は契約候補者として選定しない。

(4) 選定結果の通知

審査結果は、書面で全提案者に通知するとともに、ホームページ等で公表を行う。なお、審査結

果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。

5 選定スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル募集開始（本要領・仕様書等公表）	令和 8 年 7 月 21 日（火）
質問書の受付期間	令和 8 年 7 月 21 日（火） ～令和 8 年 7 月 24 日（金）17 時必着
質問に対する回答期限	令和 8 年 7 月 28 日（火）
参加申込書等提出期間	令和 8 年 7 月 21 日（火） ～令和 8 年 7 月 30 日（木）17 時必着
1 次審査（参加資格要件等の確認）	令和 8 年 8 月 3 日（月）非公開
1 次審査結果、2 次審査の日時の通知	令和 8 年 8 月 5 日（水）までに
企画提案書等提出期限	令和 8 年 8 月 19 日（水）17 時必着
2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 8 月 24 日（月）
審査結果通知	令和 8 年 8 月下旬
業務委託契約締結	令和 8 年 9 月上旬予定

6 参加方法・参加申込

「3 参加資格要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類	・参加申込書（様式1） ・添付書類 ① 事業者概要調書（様式2） ② 業務実績調書（様式3） ③ 業務実施体制調書（様式4）
(2) 提出部数	正本1部、副本1部
(3) 提出方法	持参、郵送または、電子メール等により提出 （郵送、電子メール等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無を提出先へ確認すること）
(4) 提出期間	令和8年7月21日（火）～令和8年7月30日（木）17時必着
(5) 提出先	上田市役所 健康こども未来部 子育て・子育て支援課 担当：高橋、飯森

7 質問の受付及び回答

本業務委託に関する質問がある場合は、質問書（様式5）により提出すること。なお、口頭による質問の受付は行わない。

(1) 提出方法	電子メールによる提出とする。
(2) 受付期間	令和8年7月21日（火）～令和8年7月24日（金）17時必着
(3) 提出先	上田市役所 健康こども未来部 子育て・子育て支援課 担当：高橋、飯森 （提出後は、質問を送信したことを電話で伝えること）
(4) 回答方法	質問に対する回答は、令和8年7月28日（火）までに、質問者匿名にて上田市ホームページに掲載する。 なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなす。

8 企画提案

1次審査結果通知後、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類	ア 企画提案書（任意様式） イ 見積書（任意様式）
(2) 提出部数	正本1部、副本5部、電子データ1式（提出媒体は任意）
(3) 提出方法	持参または郵送等により提出（郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無を提出先へ確認すること。）
(4) 提出期限	令和8年8月19日（水）17時必着
(5) 提出先	上田市役所 健康こども未来部 子育て・子育て支援課 担当：高橋、飯森

（書類作成上の注意点）

- ア 企画提案書は任意様式とするが、原則A4サイズ・横向きレイアウト・片とじ・両面印刷可・多色刷り可とする。なお、A3サイズの用紙を使用する場合は、A4サイズに折込むこと。
- イ 企画提案書は、20ページ以内とすること。なお、A3判は2ページとして扱うものとする。
- ウ 企画提案書は、仕様書との整合を十分に図り、提案内容、業務実績、実施体制、工程表等を記載すること。また、PRしたいポイントや提案趣旨を分かりやすく記載すること。
- エ 見積書は、見積額の積算根拠が分かるよう見積明細書を必ず添付すること。
- オ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- カ 提案にあたり写真、記事、イラスト等を使用する場合は、必要に応じて所有者等から承諾を得ること。
- キ 誰もが容易に理解できるように、できるだけ専門用語を使用せず、平易な表現とすること。
- ク 本委託事業を辞退する場合は、辞退届（様式6号）を提出すること。

（その他留意点等）

- ア 一度提出された提案書等は、修正、変更、差し替え、撤回することはできないものとする。
- イ 提案書等の提出物は返却しない。
- ウ 提出された提案書等は非公開とする。
- エ 企画提案書等を基に契約候補者の特定を行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではないことに留意すること。
- オ 見積価格が異常に低い場合等、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合は、提案者から説明を求め、合理的理由がないと認められた場合は選定を留保する。

9 契約

- (1) 契約候補者と細部の仕様調整のうえ、契約締結は随意契約を予定している。
- (2) 契約候補者との交渉が合意に達しない場合又は虚偽若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった応募者のうち順位が上位であったものから順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書提出後から契約候補者の特定の日までの間に、「3 参加資格要件」のすべてを満たす者ではなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類の期限・方法・提出先が適合しない場合
- (4) 仕様書の要件を満たしていない場合
- (5) 見積が上限金額を上回る場合

11 その他

- (1) 企画提案に関する必要経費等、プロポーザル参加に係る諸費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案者の記述が、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。
- (3) プロポーザル関係通知書類及び課題等の提出を郵送で行う場合、不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (4) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

12 各種申込先・問い合わせ先

上田市役所 健康こども未来部 子育て・子育て支援課 担当：高橋、飯森
〒386-0012 長野県上田市中心 6-5-39 (ひとまちげんき・健康プラザうえだ)
TEL 0268-23-5106 (直通)・FAX 0268-26-6171
メール kosodate@city.ueda.nagano.jp